

# あわーず福井通信

## 増刊号 No. ①⑥

今回は、社会保険の資格取得、資格喪失の時期と保険料の取扱い、また少し特殊なケースですが「同月得喪」の扱いについてみてみましょう！



新しく社会人になったり、転職で新しい職場に入る場合に、社会保険等（健康保険・厚生年金等）の資格はいつ取得し、また退職の場合はいつからその資格を失うのでしょうか？

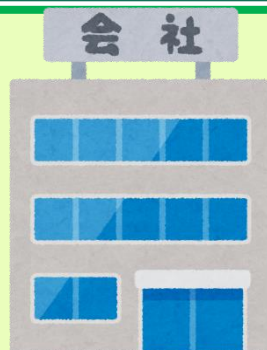
現在は、1958年に国民健康保険法が施行され、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入する「**国民皆保険制度**」が確立し（国民皆年金は、少し遅れて1961年）**保険（年金）未加入状態は認められておりません！**



### まず、前提として・・・

皆保険・皆年金制度の関係で会社等に就職した場合は原則として、自動的（強制的）に加入することになります。

※法人（株式会社等）であれば1人でも適用され、個人事業主の事業所でも常時5人以上の従業員を使用していれば強制適用となります！（農林水産、旅館業等除外あり）



### では、いつから被保険者の資格を得るのか？



一般的な理解としては、会社に入社した日となります。ここで注意したいのは、**試用期間中であっても雇入れ当初から被保険者となることです。**

その他、保険適用外だったパート勤務からフルタイムに**雇用形態が変わった日**、事業所自体が適用事業所となった日に被保険者資格を取得することになります。

### 被保険者の資格を喪失するのは退職日？

取得が入社日なので、喪失日は退職日になるかというと、ここがちょっと思惑とは違い、**事実発生日の翌日**になります。

事実発生日とは、死亡、退職、適用除外に該当（取得の逆で、フルタイムからパートになったり、事業所自体が適用除外となった場合など）した日のことを言います。

例えば、**4/1日入社 4/30日退職**の場合ならば、4/1日に被保険者の資格を取得、**5/1日（退職日翌日）に資格を喪失**となります。



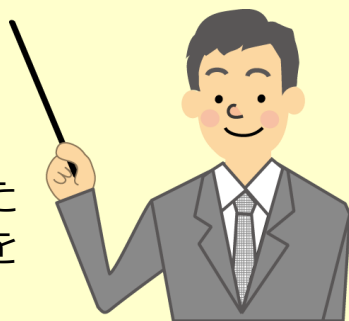
## 保険料の徴収はどのように行われるのか？

社会保険料は1ヶ月単位で徴収されます。これは、

**社会保険料は日割りされない**という意味です。

例えば1ヶ月のうち7日間しか被保険者期間がなかったとしても、社会保険手続き上は1ヶ月分の社会保険料を徴収するかしないかの問題となります。

具体例で、4/1日に入社した被保険者が翌月5/15日に退職したとします。この場合ですと、4月分の保険料のみが徴収され、5月分は徴収されないということになるのです。



## 同月得喪とは、社会保険の取得日と喪失日が同月にあること！



本日より、  
お世話に  
なります。

上記の例の5月分のように、月の途中で退職したのだから、当月分の保険料は支払わなくても良いのではないか・・・とつい考えてしまうものと思います。ところが？

社会保険料に関しては、**原則は1日でも被保険者であれば支払いの義務が発生**します。

今月15日  
で退職し  
ます。



つまり4/1日に入社して4/2日に退職となった場合でも、当該従業員は**1ヶ月分の社会保険料を支払わなければならない**のです。

会社が取得手続き前に退職してしまった場合は、**取得と喪失の手続きを同時進行**させることとなりますし、社会保険料を差し引くことで、当該従業員の**手取りがマイナス**になってしまうこともあるかもしれません。しかし、このような場合でも1ヶ月分の社会保険料を徴収するのが原則的な対応です。

先述のとおり、国民皆保険制度を採用しているので、資格喪失後すぐに他の医療保険に加入しなければならず、**同月得喪の対象者は1ヶ月で2ヶ月分の保険料を支払わなければならない**ということになります。

ただし、厚生年金には例外があり、再就職により、同月中に厚生年金に再加入した場合や国民年金に加入した場合には厚生年金の保険料は徴収されません。（一度徴収した厚生年金保険料は後に返還されます。）



# あわーず福井

訪問看護リハビリステーション  
居宅介護支援ステーション

〒910-0005 福井市大手2-15-11

TEL 0776-50-2507

FAX 0776-50-2587

MAIL fukui@ours-sr.co.jp

- ① 365日24時間体制（土日祝日訪問OK!）
- ② 訪問リハビリあり  
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
- ③ 小児・終末期・精神 対応可能！
- ④ 土日祝日追加料金は**無料**！
- ⑤ 複数往診医と連携あり！
- ⑥ 訪問先までの交通費は**無料**！
- ⑦ 福井市・鯖江市・越前市・坂井市・勝山市  
永平寺町・あわら市・大野市**全域対応**！  
訪問エリア拡大中（エリア外も**応相談**）